

## 尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、海岸区域に近接して住宅が存在する地域的な特性に鑑み、海水浴場の利用に関し、市及び利用者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、海水浴場を安全に、かつ、安心して利用することができるようにすることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 海水浴場 市が県へ届出をして設置する海水浴場をいう。

(2) 利用者 海水浴場を利用する者をいう。

### (適用期間)

第3条 この条例を適用する期間は、海水浴場の開設期間とする。

### (市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、海水浴場の良好な環境の保全及び海水浴場における事故その他の危険の発生防止に関し、必要な施策を講じなければならない。

### (利用者の責務)

第5条 利用者は、第1条の目的を達成するために、他の利用者の妨げとならないよう配慮するとともに、海水浴場の美化、秩序の保持その他の良好な環境の保全に積極的に努めなければならない。

2 利用者は、第1条に規定する目的を達成するために、市が実施する施策に協力する責務を有する。

### (禁止行為)

第6条 何人も、海水浴場において正当な理由なく次に掲げる行為をしてはならない。

(1) ブイ、ロープその他これらに類するもの(次号において「ブイ等」という。)により示された遊泳区域(次号において「遊泳区域」という。)内に、モーターボート、水上オートバイその他原動機を用いて推進する舟、水上スキー又はヨット(次号において「モーターボート等」という。)を乗り入れること。

(2) 遊泳区域を示すブイ等の付近で、モーターボート等の高速航行を行うこと。

(3) <sup>めいてい</sup>酩酊した状態で遊泳すること。

(4) 砂浜に車両等を乗り入れること。

(5) たき火をし、又は火気等を使用する調理器具を使用すること。

(6) テントその他簡易な宿泊の用に供することができる用具を用いて野営すること。

(7) ごみを投棄すること。

(8) もり、水中銃その他人の体に危害を及ぼすおそれがある器具を携行し、又は使用すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、海水浴場の管理上支障があると市長が別に定める行為

(指導、勧告等)

第7条 市長は、前条の規定に違反した者(次項において「違反者」という。)に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、違反者が前項に規定する指導又は勧告に従わないときは、当該違反に係る行為の中止その他必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。

(管理業務の委託)

第8条 市長は、海水浴場の管理業務の一部を委託することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。